

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 事務名  | 土葬禁止地域における土葬許可                    |
| 根拠法令 | 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例第 14 条第 2 項 |

墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。  
ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。